

社会福祉法人光優会 役員報酬規程

(役員報酬)

第一条 社会福祉法人光優会の役員報酬については無報酬とする。

(規程の変更)

第二条 前条を変更する場合は理事会及び評議員会の承認を得てこれを変更し、その後定款変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。